

協定締結までの経緯等

1．経緯

幌延深地層研究所の地下施設建設に伴い発生する湧水は、地上からの調査研究として行った試錐調査で得られた水質および排水量に関する情報等を検討の上、天塩川に放流することとしました。

天塩川への放流にあたり、周辺環境および水産資源への影響に配慮するとともに施設の円滑な運転を行うために、幌延深地層研究センターは北るもい漁業協同組合と「幌延深地層研究所の放流水に関する協定書」を締結いたしました。

2．協定内容の骨子

(1)関係法令等の遵守

幌延深地層研究センターは、研究所施設からの放流水により環境及び漁業に悪影響を与えないよう、関係法令及び本協定に定める事項を遵守し適切に管理する。

(2)放流口における水質及び地下施設から排出する量の基準値

水質汚濁防止法等を基にした値を基準値としている。

(3)放流水の水質調査

幌延深地層研究センターは、放流口、周辺水域等の水質を調査し、その結果を北るもい漁業協同組合に通知する。調査測定の時期、場所、内容等は別途協議する。

(4)被害補償

幌延深地層研究センターは、研究所施設からの放流水が原因となって漁業被害が発生したと北るもい漁業協同組合からの申入れを受けた場合には、誠意を持って協議し、両者の協議が整った場合には速やかに補償を行うとともに、本協定の趣旨に従い適切な措置を講じる。

3．排水処理計画

地下施設建設に伴い発生する湧水は、ホウ素等一部有害物質を含む塩水系の水質であることから、排水対策として地下施設用地内で濁水処理、脱ホウ素及び脱窒素・アンモニアを行い、排水管路を経由して天塩川へ放流する計画としています。

なお、掘削土（ズリ）置場からの浸出水についても地下施設用地内で同様に処理する計画です。

以 上